

綾部市告示第 25 号

綾部市パートナーシップ制度の取扱いに関する要綱を次のように定める。

令和 5 年 3 月 27 日

綾部市長 山崎 善也

綾部市パートナーシップ制度の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、「LGBTQ+」等性的マイノリティがその人権を尊重され、自己実現を通じて生きがいを感じられる平等で公正な誰もが生きやすい社会の実現に向けて、パートナーシップ制度の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「LGBTQ+」とは、性的指向が異性愛のみでない者、性自認が出生時の性と異なる者、自身の性を認識していない者等をいう。

2 この要綱において「パートナーシップ」とは、一方又は双方が LGBTQ+ である二者の関係であって、互いを人生のパートナーとして協力し合うことを約束したものをいう。

3 この要綱において「届出」とは、パートナーシップを形成している者同士が、市長に対し、その旨を届け出ることをいう。

4 この要綱において「申告」とは、本市への転入前に、パートナーシップ宣誓制度等に係る都市間連携に関する協定を締結した他の地方公共団体（以下「連携協定締結都市」という。）において、第 7 条第 1 項に規定する受理証明書等に類する書類（以下「受理証明書等類似書類」という。）の交付を受けた 2 人が、当該事実及びパートナーシップにあることを市長に申し出ることをいう。申告により、改めて届出することなく、第 7 条第 1 項に規定する受理証明書等の交付を受けることができる。

(対象者の要件)

第 3 条 届出又は申告をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 双方共に民法（明治 29 年法律第 89 号）に規定する成年に達していること。

(2) 一方又は双方が、現に本市に住所を有していること。

(3) 双方共に現に、婚姻しておらず、かつ、届出をしようとし、又は連携協定締結都市において届出その他これに類する行為（以下「届出等」という。）をした相手以外に事実婚の関係にある者又はパートナーシップを形成している者がいないこと。

(4) 届出をしようとし、又は連携協定締結都市において届出等をした者同士が民法第 734 条から第 736 条までに規定する婚姻をすることができない者同士の関係（届出をしようとし、又は連携協定締結都市において届出等をした者同士が養子縁組をし

ている又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。)にないこと。

(届出の方法)

第4条 届出をしようとする者(以下「届出者」という。)は、綾部市パートナーシップ届(様式第1号。以下「届出書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(3か月以内に発行されたものに限る。)
- (2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類(3か月以内に発行されたものに限る。)
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 届出書は、当事者双方が署名したものでなければならない。ただし、市長が届出者双方又は一方の署名が困難であると認める場合は、この限りでない。

3 市長は、前項の規定により届出書を提出した者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示又はその写しの提出を求めるものとする。

(1) マイナンバーカード(個人番号カード)

(2) 旅券(パスポート)

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書であって、届出をしようとする本人の顔写真が添付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(申告の方法)

第5条 申告をしようとする者は、綾部市パートナーシップ継続申告書(様式第2号。以下「申告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 転入前に交付を受けた受理証明書等類似書類の写し

(2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(3か月以内に発行されたものに限る。)

2 申告書は、当事者双方が署名したものでなければならない。ただし、市長が当事者双方又は一方の署名が困難であると認める場合は、この限りでない。

3 市長は、前項の規定により申告書を提出した者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示又はその写しの提出を求めるものとする。

(1) マイナンバーカード(個人番号カード)

(2) 旅券(パスポート)

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書であって、申告をしようとする本人の顔写真が添付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(通称名の使用)

第6条 届出又は申告をしようとする者は、性別違和その他特に理由があると市長が認める場合は、届出書又は申告書に戸籍上の氏名と併せて通称名(氏名以外の呼称であって、社会生活上日常的に使用しているものをいう。)を使用することができる。

2 前項の規定により通称名の使用を希望するときは、日常生活において当該通称名を使用していることが分かる書類を提出するものとする。

(受理証明書等の交付)

第7条 市長は、第4条第1項又は第5条第1項の規定により届出又は申告がされた場合において、当該届出又は申告をした者が第3条に規定する要件を満たしていると認めるときは、綾部市パートナーシップ届受理証明書(様式第3号)及び綾部市パートナーシップ届受理証明カード(様式第4号。以下「受理証明書等」という。)を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定により、申告をした者に受理証明書等を交付したときは、当該受理証明書等を交付した事実とともに、申告に係る事項を転入前の住所の属する連携協定締結都市に通知するものとする。

(届出内容又は申告内容の変更)

第8条 前条の規定により受理証明書等の交付を受けた者(以下「受領者」という。)は、届出又は申告の内容に変更があったときは、速やかに、綾部市パートナーシップ届内容変更届(様式第5号)にその変更に係る事実を証する書類を添えて市長に提出するものとする。

2 第4条第3項及び第5条第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(受理証明書等の再交付)

第9条 受領者が、次の各号のいずれかに該当するときは、綾部市パートナーシップ届受理証明書等再交付申請書(様式第6号)により、再交付を申請することができる。

(1) 当該受理証明書等を紛失又は毀損したとき。

(2) 改姓又は改名したとき。

(3) 通称名を変更したとき。

2 第4条第3項及び第5条第3項の規定は、前項の場合について準用する。

3 市長は、第1項に規定する申請があった場合において適当と認めるときは、受理証明書等を再交付することができる。

(受理証明書等の返還等)

第10条 受領者は、次の各号のいずれかに該当するときは、綾部市パートナーシップ届受理証明書等返還届(様式第7号)に自ら記入し、受理証明書等を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、紛失その他事情により添付が困難と市長が認める場合は、受理証明書等の添付を要しない。

(1) パートナーシップが解消されたとき。

(2) 一方又は双方が死亡したとき。

(3) 双方が本市に住所を有しなくなったとき(受領者が連携協定締結都市に転出し、当該都市の長に対してパートナーシップ制度の継続を申し出る場合を除く。)

(4) その他対象者の要件に該当しなくなったとき。

2 第4条第3項及び第5条第3項の規定は、前項の場合について準用する。

3 市長は、受領者が連携協定締結都市へ転出し、当該都市の長に対してパートナーシップ制度の継続を申し出た場合は、受理証明書等が返還されたものとみなす。

(受理証明の取消し等)

第11条 市長は次の各号のいずれかに該当する場合は、受理証明を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により、受理証明書等の交付を受けたとき。
 - (2) 受理証明書等を改ざんし、又は不正に使用したとき。
 - (3) 前条第1項各号に該当する事由があるにもかかわらず、綾部市パートナーシップ届受理証明書等返還届の提出及び受理証明書等の返還をしないとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、市長は交付した受理証明書等の返還を求めるとともに、取り消した受理証明書等の交付番号（受理証明書等ごとに付与された番号をいう。）を公表することができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。